

議案第105号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「から第4号まで」を「及び第4号」に、「350円」を「1,000円」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 従事した日1日につき350円

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童相談所における児童の一時保護等の業務等に従事した職員に支給する福祉業務等手当の限度額を引き上げるため、この条例を制定するものである。